

暮らしの「困った…」「分からない…」に相談員が答えます!

令和3年10月15日
中国四国管区行政評価局

10月27日(水) 庄原市で 一日総合相談室を開設!!



行政相談週間(10月18日(月)~24日(日))の取組の一環として、総務省の行政相談制度を広く国民の皆様にご案内いただき、利用していただくため、以下のとおり**一日総合相談室**を開設します。

【日時】令和3年10月27日(水) 13:00~16:00 (受付は15:30まで)

【会場】庄原市ふれあいセンター (庄原市西本町4丁目5-26)

【参加機関】計12機関等

中国四国管区行政評価局、広島法務局三次支局、日本年金機構三次年金事務所、広島県北部建設事務所庄原支所、広島県北部厚生環境事務所・北部保健所、庄原市、消費生活相談員、生活安全相談員、弁護士、社会保険労務士、行政相談委員、人権擁護委員

【主催】中国四国管区行政評価局、広島県、庄原市

◆ 行政相談とは

行政などへの苦情や意見、要望を受け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

◆ 一日総合相談室とは

国、県、市の相談員や弁護士、司法書士、税理士、行政書士などが相談を受け付けます。「どこに相談してよいか分からない」、「いろいろ相談したいけど、時間がない」などといった場合、1か所で様々な分野の相談員に相談することができます。

* 取材される場合は、事前に御連絡ください。



来場をお待ち
しています!

(本件照会先)

中国四国管区行政評価局

総務行政相談部 行政相談課(楠田、岩崎)

電話 082-228-6173

FAX 082-228-4955

メール: cgk31@soumu.go.jp